食物アレルギー対応を実施するためには
アレルギー専門医の診断「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」が必要です！



食物アレルギーの症状は、成長に伴い変化します。不必要な除去は成長期にある児童生徒にとって必要な栄養素が不足するなど、健全な成長の妨げになることがあります。かすみがうら市では文部科学省が発行した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、毎年アレルギー専門医を受診していただき、医師の正確な診断のもとでアレルギー対応を実施することとしております。毎年１回の受診と、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をお願いします。

また、医師から食物アレルギーと診断され、原因食材が特定されている方で、家庭でも医師の指示による食事療法（原因食材の除去など）を行っている方が対象となります。

※医療機関の受診料、文書料は保護者負担となりますのでご了承ください。

○かすみがうら市学校給食食物アレルギー対応マニュアルのＨＰ

マニュアル全文や様式はこちら➡

○一般社団法人 日本アレルギー学会ＨＰ

アレルギー専門医の検索はこちら ➡

※茨城県のアレルギー専門医を検索できます。

※対応の可否については事前に医療機関にご確認ください。

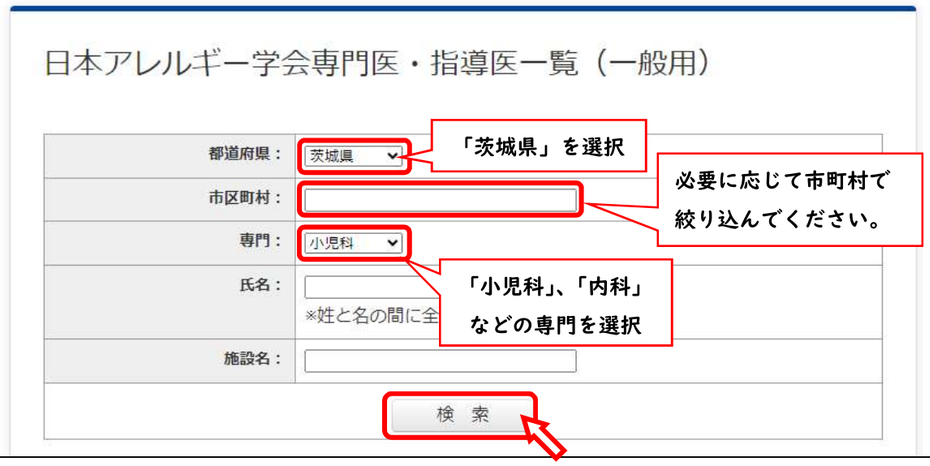

問い合わせ先

かすみがうら市教育委員会事務局　学校教育課

〈千代田コミュニティセンター内〉

〒315-0075　かすみがうら市中志筑 2112

TEL 029-897-1111／0299-59-2111　FAX 0299-57-1724

かすみがうら市学校給食
食物アレルギー対応マニュアル
概要版（2025 年度版）



はじめに

本マニュアルは、かすみがうら市立小中義務教育学校に通うすべての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことを目標に策定しました。

食物アレルギーを有する児童生徒に対して学校給食を提供するにあたり、最優先すべきは「安全性」であり、安全管理上のリスクを最低限にとどめるため、給食提供時における原因食物については、複雑な対応は行わず**「提供するかしないかの二者択一の対応」**を原則とします。

保護者の皆さまには、学校生活での食物アレルギー対応及び事故防止が適切かつ円滑に行われるためにも、内容についてご理解いただきますようお願いいたします。

食物アレルギーとは？

私たちの体には、細菌やウイルス、異物などから身を守るための「免疫」という仕組みが備わっています。「アレルギー」とは本来は体に無害な花粉や食べ物などの特定の物質（アレルゲン）に対して免疫が過剰に反応してしまい、体にさまざまな症状を引き起こすことをいいます。

食物アレルギーは特定の食べ物に含まれているアレルゲンに「免疫」が働くことにより発症します。

食物アレルギーの主な症状は？

食物アレルギーの最も典型的なものとしては下の表で示したような「即時型症状」があり、その他に原因食物を摂取した後に運動したことにより発症する「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」などがあります。「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」とは主に学童期以降にみられるアレルギーで、多くは特定の食物を食べてから２時間以内に運動をすることによってアナフィラキシーが誘発されるものです。給食喫食後の運動（体育、クラブ活動、部活動、昼休み等）では注意が必要となります。

即時型症状の例

皮 膚 の 症 状		かゆみ、蕁麻疹、発赤、湿疹	呼吸器症状	息が苦しい　咳　声がれ
粘膜	眼 の 症 状	結膜の充血　かゆみ　まぶたの腫れ	消化器症状	腹痛　吐き気　おう吐
	口腔の症状	口の中の違和感　腫れ	循環器症状	脈が速い　血圧低下
	鼻 の 症 状	くしゃみ　鼻汁　鼻づまり	神 経 症 状	頭痛　元気がない　意識障害

アナフィラキシー・アナフィラキシーショックとは

アナフィラキシーとは、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に重いアレルギー症状があらわれた状態です。時に血圧低下、意識喪失などを引き起こし、生命をおびやかす危険な状態を「アナフィラキシーショック」と呼びます。

かすみがうら市学校給食における食物アレルギー対応の実施基準

下記の①～⑤いずれにも該当していることとします。

① アレルギー専門医の診察・検査により「食物アレルギー」と診断され、アレルギー専門医から特定の食物に対して対応の指示があること。
② 基本的に１年に１回は受診し、毎年「【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していること。
③ 校内食物アレルギー対応委員会の協議により原因食物を除いた給食の実施決定があること。
④ 「【様式５】食物アレルギー対応依頼書」の提出があること。
⑤ 家庭でも原因となる食品の除去を行っていること。



かすみがうら市の学校給食における対応

（１）学校給食で使用しない食材

かすみがうら市の学校給食では下記の食材は取り扱わないこととします。

そば、キウイフルーツ、落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、
カシューナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、マカダミアナッツ

（２）対応の種類

レベル１　詳細な献立表対応（各自が対象食材を除去することによる対応）	
内　　容	比較的症状が軽く、本人がアレルゲンとなる食材を取り除くことができる児童生徒を対象とする。 通常の献立表よりも詳細に使用している食品等が記載された「詳細な献立表（献立内容表）」及び「原材料配合表」を家庭へ事前に配付し、保護者と児童生徒が確認する。それを基に保護者が指示し、児童生徒は保護者の確認内容に基づいて学校給食から原因食品を除去しながら食べる。
レベル２　弁当対応（完全弁当対応・一部弁当対応）	
内　　容	○完全弁当対応 極微量で反応が誘発される可能性がある等、学校での個別対応が困難な児童生徒を対象とし、家庭から弁当及び飲料を持参する。 （例：調味料やだし、添加物の除去が必要、多品目の除去が必要、食器等の共用ができない等） ○一部弁当対応 レベル１対応該当者で、アレルゲンとなる食品が給食の中心的献立（主食・主菜）及び汁物に使用されている場合、代替となる食品を持参して対応する。 ※副菜及びデザート類は不可とする。
レベル３　除去食対応（かすみがうら市では牛乳等飲料の停止のみ）	
内　　容	牛乳等飲料（給食で提供される乳飲料すべて）を停止する。 ただし、クリームシチューなど通常の献立に使用されている牛乳やチーズなどは除去できないため、喫食しないまたは代替となる食品の持参対応（一部弁当対応）を行う。



弁当対応における留意点

・持参する弁当の容器には必ず学年、クラス、氏名を記入してください。
・預かった弁当については電子レンジによる温め対応は行いません。また、汁物に関しても温め対応は行わないため、必要に応じてスープジャーなど保温機能のある容器を活用してください。

学校給食における食物アレルギー対応フロー

①アレルギー調査

新１年生	在校生（進級時）	新規発症時　転入生
就学時健康診断時に実施（10 月～11 月頃）	新年度へ向けた対応の確認（10 月頃）	随時、調査票を配付し、確認

配付された「【様式 1】食物アレルギーに関する調査票」を記入する。

学校における管理指導とは…
医師の診断に基づき、保護者・学校・市教委が情報を共有し、学校給食をはじめ授業や学校行事等で食物アレルギーに配慮すること。

食物アレルギー　あ　り　／　な　し
→ 通常の給食を提供する。

学校における管理指導を希望　す　る　／　しない
→ 通常の給食を提供する。

②アレルギー専門医の受診・事前調査票の記入

・アレルギー専門医を受診し「【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入を依頼する。
※医療機関の受診料・文書料（学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）への記入）は保護者負担
・【様式３】食物アレルギー対応面談事前調査票を記入する。

③個別面談の実施
※時期は目安

新１年生	在校生（進級時）	新規発症時　転入生
１月頃（新入生説明会等）	１月頃	随　時

学校における管理指導を希望する方について、個別面談を実施する。
「**【様式２】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**」、「**【様式３】食物アレルギー対応面談事前調査票**」を回収し、「**【様式４】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン**」をもとに学校での対応方法について話し合い、プランを作成する。

④食物アレルギー対応委員会の開催
個別面談時に作成した「**【様式４】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン**」について、学校内に設置する食物アレルギー対応委員会にて個別支援プランの検討及び対応内容の決定を行う。

⑤支援プランの説明 対応依頼書の配付
「**【様式４】食物アレルギー面談票・児童生徒個別支援プラン**」の説明を行い、同意を得るとともに、「**【様式５】アレルギー対応依頼書**」を配付する。

⑥食物アレルギー対応依頼書の提出
保護者は「**【様式５】食物アレルギー対応依頼書**」を記入し、学校へ提出する。
※エピペン®を所持している場合は「**【様式８】アドレナリン自己注射薬（エピペン®）処方に関する同意書兼依頼書**」を記入し、提出する。

⑦食物アレルギー対応内容報告書の提出
学校は「**【様式９】食物アレルギー対応内容報告書**」及び「**【様式 10】食物アレルギー対応者一覧表**」を作成し、市教委へ提出する。

⑧対応決定通知書 送付
市教委は報告内容をもとに「**【様式 11-1、2】食物アレルギー対応決定通知書**」を作成後、学校に送付し、学校から保護者へ渡す。

対応開始

※対応内容を変更・中止する場合は「**【様式６】食物アレルギー対応内容変更依頼書**」または「**【様式７】食物アレルギー対応中止依頼書**」の提出を受け、個別面談を実施する。
※該当児童生徒については【様式 12】個人カルテを作成・管理し、毎年⑨評価及び対応内容の見直しを実施する。